

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 6 日現在

機関番号：34511

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15H04111

研究課題名(和文) 日本統治期朝鮮の貸家と都市構造に関する研究

研究課題名(英文) A study on rental houses and urban structure of Korea during the Japanese colonial period

研究代表者

砂本 文彦 (SUNAMOTO, Fumihiko)

神戸女子大学・家政学部・教授

研究者番号：70299379

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本統治期朝鮮の都市構造を貸家群の視点から包括的に研究した。当時、都市住民の約8割は貸家に居住していて、朝鮮の都市研究では貸家の建設実態を分析する視点は欠かせない。本研究はマクロとミクロの双方の視点を織り交ぜてデータを収集・分析し、近代朝鮮の都市形成要因を包括的に解明した。

日本統治下朝鮮半島の貸家はその建築様式と存する都市ごとに特徴的傾向を有し、ある種の地域性を獲得していた。また、日本統治下の朝鮮半島では日本人と朝鮮人の協力と非協力のあいだでさまざまな住宅地景観が生まれていたことが予測され、これらについて研究を重ねていくことでしか日本統治下の歴史は明らかとならない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本統治期朝鮮の都市構造を貸家群の観点から研究した研究は皆無だったが、近年、韓国にて関連研究が出てきた。だが、貸家組合などの組織に関わる事例研究や土地情報の照合による悉皆的な状況研究が主となり、包括的な視点は見いだせておらず、また貸主・借主の交渉に踏み込んだ研究も進んでいない。そこで本研究はマクロな視点を統計資料から見出して、事例研究の成果を相対化する成果と研究視点を得た。またミクロな視点からは貸家を巡る関係者の交渉過程を明らかにした。本研究は新たな研究アプローチを示し、かつ、現在、韓国で歴史まちづくりに活用される「日式住宅」の伝聞的把握を超える正しい歴史把握の方法を示せた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to comprehensively analyze the urban structure of Korea during the Japanese colonial rule in terms of rental houses. At that time, about 80% of the urban residents had lived in rental houses, and it is indispensable to analyze the actual construction of rental houses in architecture and urban studies. This study collected and analyzed macro and micro data of rental houses and city, and comprehensively clarified the factors that formed them during the Japanese colonial rule. Rental houses had a characteristic tendency for each city and their architectural style, and acquired a certain locality. Studies on individuals around rental houses may predict that various residential landscapes were born between the cooperation and non-cooperation of Japanese and Koreans.

研究分野：建築歴史・意匠

キーワード：朝鮮 貸家 都市 日本統治期

1. 研究開始当初の背景

日本統治期朝鮮の貸家群と都市構造の関係性に着目した研究は、日韓の学界にて皆無だった。民族別居住地分析を都市毎にマップ化した研究や、不法占拠による土幕に関する研究、定住を前提としたいわゆる文化住宅や改良韓屋、日式住宅といった住宅様式を主題とする研究、あるいは郊外住宅地開発や土地区画整理といった開発方式を切り口にした研究は多数あったが、意外にも貸家に着目したものはほとんどなかった。したがって、日韓の学界で、貸家と都市構造の関係を解明する研究は残された大きな宿題とも言える。

貸家と都市構造に関わる研究が重要なのは、東京や大阪を例にすると一目瞭然である。東京の場合、都市拡大期と貸家の建造時期が重なったために、東京に環状で木賃ベルト地帯と呼ばれる貸家地域が形成されたことが既往研究で指摘されていて、社会学、地理学ではここを、社会構造を反映した明快な都市構造として位置づけていている。大阪でも同様に、インナーシティ問題を惹起して現代な課題にもなっている。このような歴史的な要因を調査を基に指摘できた一因には、日本の貸家事業の記録性の高さが影響しているし、個々の契約がしっかりなされて文書が残ったこともあって、貸家事業の展開を追った近代都市研究は国内では多数ある。

翻って、朝鮮半島では契約資料が家主宅に綴られて残っていることは稀で、貸家の契約もそもそも文書化されないことも多い。また、政体の変更、朝鮮戦争被害、民族移動、経済開発、再開発により地域空間の歴史的継承は希薄であり、同時にかつての貸家群が現前して都市的課題として認識されることもほとんど無い。こうした歴史的な要因が韓国での貸家と都市構造の関係解明を難しいものにしていて考えられるのだが、だからといってこの研究視点が、日本統治期の朝鮮都市研究として重要性を持ち続けていることは事実である。

2. 研究の目的

本研究は、日本統治期朝鮮の都市構造を貸家群の視点から包括的に研究するものである。当時、都市住民の約 8 割は貸家に居住していて、朝鮮の都市研究では貸家の建設実態を分析する視点は欠かせない。いわゆる韓屋、日本家屋（外庭のある戸建住宅と連棟式長屋）、洋風折衷住宅と、多様な住宅様式が混在する朝鮮で貸家はいかなる住まいとしてあって都市をかたちづかったのか。チョンセと呼ばれる朝鮮独特の貸家契約システムとウォルセ(月払)はどのような影響をもたらしたのか。貸家群が戦後、現代に遺した都市構造とは何か。本研究は 1900 年頃から 45 年までを対象に、マクロとミクロの双方の視点を織り交ぜてデータを収集・分析し、近代朝鮮の都市形成要因を包括的に解明する。

3. 研究の方法

研究に採用できる資料は少ないが、全くないわけではない。マクロな研究視点からは、『市街地に於ける借家状況調査』（朝鮮総督府内務局社会課）や住民統計などの統計資料、貸家建築・経営事業に関わる規則の分析を行うとともに、各種組合運動にかんする調査・分析を行う。ミクロな視点からは、日本内地で大正期から昭和にかけて借家人組合と家主/地主組合が激しく対立して相当の文字資料が残されたのと同様の状況も日本統治期の朝鮮半島にもあり、組合関係資料や経営事業主に関わる資料、そして『京城日報』など新聞、係争関係裁判記録から拾い出して考察を進める。朝鮮貸家組合令は 1942 年に施行されており、戦時中の様相しか把握できない点が課題である。双方とも資料収集にあたっては、韓国・国立中央図書館、国家記録院など所蔵の資料を利用し、考察を進める。

4. 研究成果

(1) マクロな視点による分析の例

まず、1931 年 7 月の調査になる『市街地に於ける借家状況調査』（朝鮮総督府内務局社会課）を分析することで、マクロな観点から当時の貸家の建築状況と都市別の特性を示す。同調査は、府道庁所在地に限定して、俸給職員の居住する借家の状況調査を行ったものである。8,975 戸の大規模調査である。調査票には個人情報、宅地面積、家屋面積、家屋構造、畳枚数、オンドル部屋数、家賃などを記入させているが、様式については純朝鮮式家屋のみを「朝鮮建」(1,672 戸)で集計し、日本家屋のみならず和洋折衷式等は全て「内地建」(7,303 戸)に算入している。宅地面積と家屋面積は記入されていたが、調査結果にはこれらは示されず、換算された畳数とオンドル数などで表示されている。なお、「内地建」にある洋室やオンドル部屋は畳数で換算しているという。また、調査結果も区間ごとの度数で表示されていることから、平均値などを算出することはできない。それでも、当時の貸家の建築状況と都市別の特性を示せると考える。

図 1、図 2 は、家賃別の貸家割合である。様式別にみると、全体的に朝鮮建が低い傾向にあり、

内地建が高い傾向にある。この家賃差は様式のみならず、宅地面積と家屋面積ならびに設備が影響していると考えられる（各面積実数値が表示されていないため面積当たり家賃も集計不可）。また、俸給者の給与水準自体が貸家の家賃価格帯に影響を与えているともみなせる。都市別にみると、内地建も朝鮮建も同様の傾向を示しており、京城は高めで平壤もやや高め、一方、大邱はかなり安いことがわかる。この傾向は貸家自体の状況や都市状況に応じたものとも考えられる。

家屋面積の目安となる、内地建の畳枚数別の貸家割合（図3）と朝鮮建のオンドル部屋数別の貸家割合（図4）をみていく。換算方法が異なるため様式間の比較はできないが、内地建、朝鮮建のそれぞれの都市間比較をすると、内地建は大邱が広い傾向を示す。平壤は狭く、釜山もやや狭い傾向がつかえる。しかし、それらの差はさほど大きいものではなく、指摘に値する差異とは言い難い。

朝鮮建はオンドルの部屋数で計数しているが、大邱は一間しかないものが38.6%あり、次いで二間も38.3%と、あわせて76.6%ある。平壤は一間の割合（32.3%）は大邱よりは小さいが、二間以内は9割を超える。前項で大邱の朝鮮建の家賃が安いとしたが家屋面積の狭さが寄与している可能性が高い。また、平壤は家賃がやや高めであったがオンドル部屋数は少なめである。京城は三間以上のものが4割近くあり他都市と比べて広い傾向が見て取れ、その分が家賃にも反映されていたと考えられる。よって前項で見た家賃の差は都市化の状況にも応じたものとみなすことができるとしたが、家屋面積の差が一定程度寄与しており、都市化要因を過大視する必要はなさそうである。

表1は、階数別（平屋建、2階又は3階建）と戸建／長屋建別の建物構造別貸家数とその割合である。これに関しては実数がかかることから実数に基づく平均値も算出した。都市ごとの比較をやすく図化したものが図6である。図6の縦軸（0.2～1.0）は値が大きいほど戸建の割合が高く、値が小さいほど長屋建の割合が高くなることを意味する。同じく横軸（0.8～1.0）は値が大きいほど平屋の割合が高く、値が小さいほど2階建又は3階建といった複数階の建物の比率が増すことを意味する。図中の破線は様式別の総数平均の割合である。

まず様式別にみていくと、朝鮮建はいずれの都市でも平屋の貸家が多く、約99%前後の割合を占めていることがわかる。一方、内地建は平屋建てが約90%前後を占めているのだが都市別にみると偏差があり、大邱や平壤では平屋が約97%前後であるのに対して、京城では約87%、釜山では約83%である。つまり京城や釜山では内地建の1～2割程度が2階建て以上だったことになる。朝鮮建はほぼ平屋、内地建は都市ごとに複数階をもつ貸家が1～2割あったことがわかる

加えて戸建／長屋建別でみると、全体的に朝鮮建は戸建割合が高く京城では9割を超えるのに対して、釜山では戸建ては4割を切って長屋建の方が過半と多いことがわかる。朝鮮建は都市により戸建／長屋建の地域偏差があり、形態上の傾向があることが予測される。一方、内地建は戸建ての割合はどの都市も概ね2～5割の間にあり、全体的に長屋建の貸家が多かった。戸建が最も多い大邱でも戸建と長屋建は半々であり、釜山では8割近くの貸家が長屋建だった。総じて、京城では朝鮮建の貸家は戸建の平屋が大半であり、内地建のそれは戸建と長屋は半々で、複数階ある貸家が時折見受けられたことになる。同様に釜山では貸家と言えば、全体で約7割は長屋建であるが、そのうち朝鮮建はほとんどが平屋であるのに対して、内地建は2割弱が複数階のある貸家だったことになる。

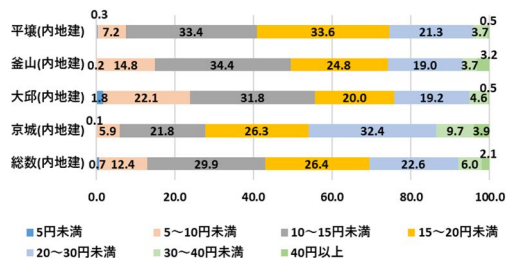


図1 家賃別貸家割合（内地建）

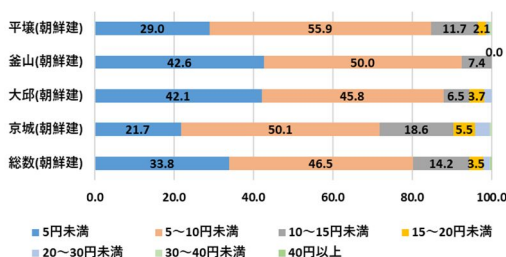


図2 家賃別貸家割合（朝鮮建）

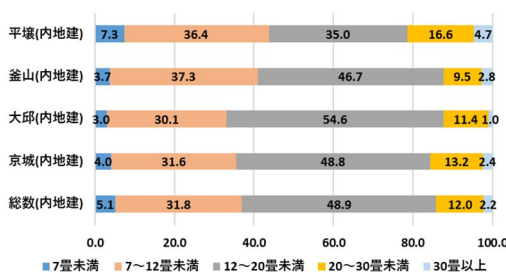


図3 畳枚数別貸家割合（内地建）

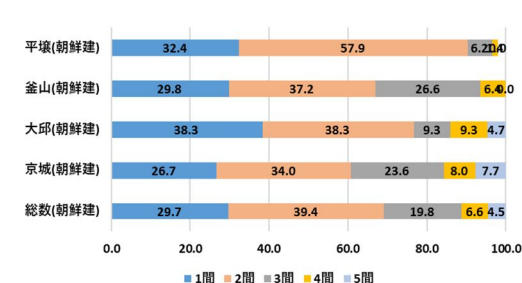


図4 オンドル部屋数別貸家割合(朝鮮建)

図5は同じ都市を結ぶ実線が離れるほど貸家の建築形態上の差異があり、都市ごとにおいて様式上の地域的特徴があったといえる。大きく離れる京城は様式により建築形態上の差異が大きいことを示し、釜山や大邱も様式により貸家建築の形態が異なる傾向にあったと解釈できる。朝鮮では都市ごとで貸家の建築形態が異なっている。

ここには代表的な分析のみ載せたが、そのほかの集計値も分析した結果、1931年時点の日本統治期朝鮮の貸家は、朝鮮建と内地建の様式的な共通性と相違に加えて、都市別に形態的な差異が認められるものであった。また、都市における住宅環境の状況が貸家建築に反映された項目もあったと考えられる。

このことから、例えば京城の事例研究をそのまま他都市に、あるいは全土に敷衍することは難しいこともわかり、都市別の事例研究を蓄積して比較検討することが今後の課題となる。また、日本統治期の貸家はある程度の地域特性を獲得していたとも推測され、この地域性が地域の歴史性や風土気候、あるいは近代技術的な要因など、なにに起因するものなのかの説明も必要であり、その際は様式別の視点を複合的に検討することで深い考察が可能になると考えられる。

(2)ミクロな視点による分析の例

前述の観点に立てば、都市ごとに貸家状況を把握していくことで、都市景観にまで寄与する地域性を獲得している可能性がある。ここではこれよりもより微細な視点を設定して、貸家の建築状況を把握したい。貸家組合資料に基づく研究成果は分析を進めているさなかに韓国学界から発表が相次いだことがありこれらは前項において示す地域性の一端を解明する成果となる。ただし、本報告書ではこれらについては言及せずに、裁判記録から分析した貸家の建築状況と社会状況についてみておく。本事例は、内地同様に朝鮮半島各地で相次いでいた郊外住宅地開発の「さや当て」のような貸家建築の事例であり、前述の地域性を示す貸家状況とはまた異なる視点を提供してくれるからである。

京城の郊外では日本人の定住希望者に向けた多くの郊外住宅地が開発されていたが、その用地買収の過程にて、朝鮮人在地社会との交渉過程や貸家住宅の建築過程が明らかとなるものがあつた。その一例として、漢江をわたった黒石洞に存する明水台住宅地の開発過程について詳述したい。明水台住宅地は日本人の木下栄が1930年代に数期に分けて開発した日本の風光を積極的に取り入れた計画的住宅地であったが、木下栄は黒石洞にどのようにして広大な住宅地用地を買収できたのであろうか。その一端を示す興味深い裁判記録があり、『韓民族獨立運動史資料集 六七 戦時期 反日言動事件』に収められている1939年9月に李柱夏という人物が保安法違反によって拘束された事件にかんするものである。木下栄らへの黒石洞の土地売却を巡って、内部対立が起きた朝鮮人在地社会の様子をうかがえる資料として読むことができ、その建築状況の考察を通じて、貸家建築の状況がわかる。

李柱夏の保安法違反での容疑は、共有地の土地売却で生じた内部対立に際して、日本人社会にたいする不穏当発言にかかる違反であったが、裁判では発言の背景にある朝鮮人在地社会の様子も明らかとなっている。李柱夏やその共有地に関係する者への訊問調書、ならびに公判調書など、およそ20件の裁判記録からなる。裁判記録によると、李王家とゆかりの深い全州李氏の一派は、黒石洞に山林3万坪と畑7,000坪を共有していた。全州李氏の宗中常任宗務員には派を代表する人物として李琮夏ら5人がおり、1934年に、この李琮夏が黒石洞の山林約2万坪を、木下栄に売却したとある。また、1937年8月頃には李琮夏に近い李定夏が、また共有地である田畑約7,000坪を別の日本人に売却したという。これらの土地売却が共有地を管理する関係者全体の同意を得ていないものだと、土地売却に反対する派閥が組織され、1938年3月3日に宗会を開き、宗務事務所を立ち上げた。そして李琮夏らが木下栄らに売却した土地問題を、京城地方法院に告訴することにしたという。訴えられた李琮夏らも対抗して宗務事務所を設けた。このような共有地の売却と管理にかかる内部対立が、黒石洞の在り地社会にて発生していた。

ここではいったん、木下らに土地を売却するなど土地処分積極的に組織を李琮夏派と呼び、これに対抗したグループをその代表者名にちなんで李鎔泰派と呼ぶ。裁判記録にて保安法違反で拘束された李柱夏は、李琮夏派に属する。彼はもともと、李琮夏の父である李建房に依頼され

表1 建物構造別貸家数・割合(朝鮮建・内地)

	総数	平屋建		2階又3階建		戸建		長屋建		
		数	%	数	%	数	%	数	%	
内地建	平壤	572	553	96.7	19	3.3	171	29.9	401	70.1
	釜山	569	470	82.6	99	17.4	128	22.5	441	77.5
	大邱	625	608	97.3	17	2.7	317	50.7	308	49.3
	京城	3,087	2,669	86.5	418	13.5	1,403	45.4	1,684	54.6
	総数	7,303	6,565	89.9	738	10.1	3,269	44.8	4,034	55.2
朝鮮建	平壤	145	144	99.3	1	0.7	83	57.2	62	42.8
	釜山	94	94	100.0	0	0.0	35	37.2	59	62.8
	大邱	107	107	100.0	0	0.0	90	84.1	17	15.9
	京城	585	569	97.3	16	2.7	533	91.1	52	8.9
	総数	1,672	1,652	98.8	20	1.2	1,322	79.1	350	20.9

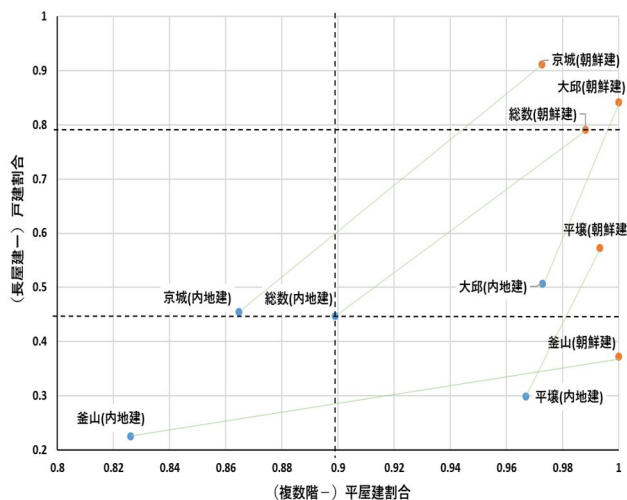


図5 建物構造別貸家数・割合(朝鮮建・内地建)

て宗中の同意のもと、1935年頃から黒石洞に存する共有地の土地管理人となっていた。

土地の売却や賃貸に積極的な李琮夏派と、土地売却などでその利益を「独占」していると李琮夏派を糾弾する李鎔泰派は激しく対立していき、李柱夏は対立する李鎔泰派の会合に出向いて、窓からのぞきこんで暴言を発し、のちに拘束された。李柱夏はこの会合時だけではなく、土地をめぐる小競り合いにおいてもたびたび、対立する李鎔泰派の人物に向けて、「才前等二権力カアルナラ何故日本人ノ野郎ヲ全部殺シテ李王家ヲ占メナイノカ」などの発言をしていたとされ、裁判ではその発言の事実と内容が確認されていた。

また、李琮夏派は木下栄に土地を売却するだけではなく、土地貸借にも積極的だったようで、裁判記録では土地貸借にまつわるトラブルの証言が多い。たとえば、鄭日福という人物とその従弟である李鍾仁が、李柱夏から借りた土地に住宅を建築していたところに李鎔泰派の人物が現れて、なぜ「無断」で家を建てているのかと問い詰められたという。鄭日福が「借地」は李柱夏から借りたと反論していたところに李柱夏が現れて、李鎔泰派に向けて、日本人を殺せ、李王職を奪還しろという趣旨の発言をした。この展開にはかなり唐突な印象を受けるが、それは対立する李鎔泰派がおなじ全州李氏の李柱夏に強硬な態度をするくらいなら、むしろ、その矛先を日本人に向け、かつ、李王職の奪還にこそ力を注げとの意からであったと思われる。

おなじ全州李氏ではあったが派閥の対立は深刻で、たとえば上棟が終わった李鍾仁の家は後日、李鎔泰派に属する李鎔基により、「ここに勝手に家を建ててはならぬ」と引き倒されたほどであった。李柱夏は、「アノ様ニ貪乏ナ人カ切角家ヲ建テルノニ家ヲコワシテ迄阻止センテモヨイテハナイカ」と詰め寄り、李鎔基は「此處ハ自分カ家ヲ建テル心算テアル。ソレヲ勝手ニ人ニ貸シテヨイト思フカ」と言い返すなど、争いは絶えなかった。李鎔泰派は宗会会合の際に李柱夏が乗り込んで来ると考えて、警官（永登浦署巡査都世浩）を私服で招いておいたのである。そして不穏当発言の現場は確認され、のちに李柱夏は拘束されたのである。

一連の係争のなかで注目されるのは、南廷文という人物も李柱夏から土地を借りていて、その土地が20坪だったという発言があることである。同じ黒石洞ではあるが、明水台住宅地の区画とは異なりかなり小規模である。南廷文の家も建築工事中に李鎔泰派に家を引き倒されたのだが、先に引き倒された李鍾仁の家と同様、上屋もそれなりの程度のものだったかと思われる。

このように、木下栄の明水台住宅地の土地取得には在地の協力者が必要だったはずで、そのひとつが全州李氏の李琮夏派だった。李琮夏派は共有地の処分と活用に積極的で、一定の広さを有する土地を木下栄に売却したり、小割した土地を貸借して利益を得る体質だったのである。彼らがいなければ、木下栄の「空想」が黒石洞で面積的な広がりを持たなかったのは間違いない。また、李鎔泰派はこうした土地収益の恩恵に浴することができなかったことから、李琮夏派にたいして大きな不満を持ち、その対立に拠って家を壊してまわったほどだった。

木下が所有権を得た土地は京城府民に区画販売されて外庭付きの住宅が建ったわけだが、かたや朝鮮人側の土地貸借においてはその敷地規模を見る限りでは狭小で、引き倒せるくらいの粗末な住宅が多く建てられていたと考えられる。前者は黒石洞に広がる明水台住宅地の近代の姿であり、後者もまた、黒石洞の近代の姿であった。このように共有地を管理する朝鮮人在地社会の土地への処し方で、地上に立ち現れる景観の相違がもたらされていたと考えられる。

この状況を考えるうえで、興味深い木下栄の発言が残っている。1930年代末になると明水台町会が組織されていて、木下栄はその会長に就いていた。1940年9月に町会長として次のように述べている。

「明水台町会は内地人の家庭は約130戸で、2,370戸は半島人の家庭ですが発展途上にある町として区画整理が完成されていない保健上欠陥が大分あります。第一に便所がない家が多いので町会で空地に共同便所を設置し糞尿の汲取りもやつて居ります。これは郊外の農園に売渡し町会積立金としておきます。」

明水台町会は、日本人はわずか130戸ほど、朝鮮人が2,370戸だった。しかも、便所がない家が多く、わざわざ共同便所を設置していたという。これは郊外住宅地としてはどのような状況だったといえるのか。明水台住宅地の用地買収にあたっては在地朝鮮人社会にその共有地に関する係争が繰り広げられていて、小分けにした土地を住宅用に貸借していたことは見たが、そのなかに便所がない住宅もあり、明水台町会が汲み取り便所を設置したというのは、在地社会側が所有していた先にみたような状態かそれ以下の状態の貸家だったと考えられる。1934年11月には木下は17万坪を所有していたという新聞記事があり、ここに李琮夏から買い取った2万坪も含まれているとすれば、じつは所有権移転後の明水台住宅地開発計画地内に貸家が多く残されたまま売却されていたと考えられる。

このように黒石洞には、木下栄が目指した郊外住宅地と朝鮮人在地社会による貸借物件が存在しており、1940年の住宅地景観だったと考えられる。これまでの既往研究では前者の視点に立つか、後者の視点に立ったものがほとんどで、土地や建築を通じた交渉の結果、貸家や郊外住宅地といった都市景観が立ち上がるという視点が必要なのが見えてくる。

(3)まとめ

本研究により、日本統治下朝鮮半島の貸家はその建築様式と存する都市においてある種の地域性を獲得しており、現在に継承される都市の歴史性に占める貸家の記憶は異なる可能性が明らかとなった。また、日本統治下の朝鮮半島では日本人と朝鮮人の協力と非協力のあいだでさまざまな住宅地景観が生まれていることが予測され、これらについて研究を重ねていくことでしか日本統治下の歴史は明らかとならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 砂本文彦	4. 巻 240
2. 論文標題 朝鮮半島・京城の郊外 明水台住宅地 重層する歴史と断絶	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 建築の研究	6. 最初と最後の頁 5-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 砂本文彦
2. 発表標題 東アジア首都の近代－都市の伝統の持続と変動－（パネラー）
3. 学会等名 ソウル市立大学設立100周年記念事業国際シンポジウム（S.Korea）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 砂本文彦
2. 発表標題 住まいと生活の変容から見た近代 / Reflections on Modernity, Spatial Reorganization and Lifestyle Changes in Residential Area
3. 学会等名 日韓建築シンポジウム / 神奈川大学アジア研究センター (Japan)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 砂本文彦（中川理 + 空想から計画へ編集委員会編）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 思文閣出版	5. 総ページ数 750のうち23
3. 書名 空想から計画へ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
大韓民国	ソウル市立大学ソウル学研究所			